

10年保存
-------

埼労発基 0528 第 11 号  
令和 8 年 5 月 28 日

機密性 1
-------

令和 9 年 4 月 1 日から 令和 19 年 3 月 31 日まで
--

各 位

埼玉労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う  
関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対  
策の推進に係る規定関係）

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布されたところです。

今般、当該改正法の一部が令和 9 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係政省令等が以下①から③のとおり公布され、いずれも令和 9 年 4 月 1 日から施行又は適用されることとなっています。

- ① 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（令和 8 年政令第 40 号）（令和 8 年 3 月 18 日公布）
- ② 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 29 号）（令和 8 年 3 月 23 日公布）
- ③ 労働安全衛生法第 42 条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 101 号）（令和 8 年 3 月 23 日公布）

これを踏まえ、改正の趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した別添の施行通達（令和 8 年 5 月 26 日付け基発 0526 第 1 号）が厚生労働省より発出され、下記 URL 及び二次元コードのとおり公表されております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について十分に御理

解いただくとともに、会員の皆様等関係者への周知徹底を図り、適切な対応がなされるよう御協力をお願い申し上げます。

記

【掲載ページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/anzen/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/an-eihou/index_00001.html)

